

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当会の取組みについて

当会では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請を踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりキャッシュカードによるお取引を制限させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（還付金詐欺、コロナ給付金詐欺など）が多発する中、昨今は、犯罪グループが、ATM操作に不慣れな高齢の方をATMに誘導し、多額の貯金を振り込ませるなど手口も巧妙化しており、今後、ますます被害が拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当会職員が、本取組みに関してキャッシュカードをお預かりしたり、暗証番号をお聞きすることは一切ありませんので、ご注意ください。

記

1. 対象となるお客さま

過去3年以上、当会貯金口座でのお取引がない満70歳以上の個人のお客さま

2. 利用制限の内容

対象となるお客さまの、キャッシュカードによる出金・振込（振替を含む）取引の取扱いを停止させていただきます。

なお、窓口でのお取引およびキャッシュカードによる入金取引は、従来通りご利用可能です。

3. 利用制限の開始日

2020年10月22日（木）

4. キャッシュカードでの出金・振込を希望されるお客様

対象となったお客さまで、キャッシュカードによる出金・振込取引のご利用を希望される場合は、お通帳・お届印・ご本人を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参のうえ、窓口までお申し出ください。

以上